

## 日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

### (趣旨)

一般社団法人日本卸電力取引所が業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、当該認可申請については、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされている。

今般、卸電力市場での非化石価値取引における需要家の参加にかかる規定の明確化に関して、令和3年10月19日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたため、卸電力取引所の業務規程変更認可申請についてご審議をいただきたい。

### 主なポイント

#### ○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所において取引が行われている非化石価値取引市場について、従来は小売電気事業者のみが参加できる市場となっていることから、需要家から電力会社を通さず非化石証書を直接購入できるようにすべき、非化石証書を直接購入できれば、より効率的に再エネ価値を調達でき、コストの低減につながる、等の課題があった。

上記のような問題意識から、資源エネルギー庁 制度検討作業部会において検討が進められ、今後カーボンニュートラルの実現に向けて需要家による非化石証書調達手段の多様化が求められることを踏まえ、需要家が非化石証書を直接購入できる仕組みを構築することとされた。

今般、制度検討作業部会における上記の決定を踏まえて、参加要件等を規定した非化石価値取引会員規程の新設、日本卸電力取引所の業務規程、非化石価値取引規程の変更のため、令和3年10月12日に日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、令和3年10月19日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。

このため、当該業務規程変更認可申請について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」への適合性の審査をお願いしたい。

- 日本卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、**業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得すること**とされている。また、日本卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、**電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項**とされている。
- 日本卸電力取引所において取引が行われている非化石価値取引市場<sup>※</sup>について、**現行制度では小売電気事業者のみが参加できる市場**となっている。

※非化石価値取引市場は、FIT証書を扱う「再エネ価値取引市場」と非FIT証書を扱う「高度化法義務達成市場」に分離しており、今回は需要家がFIT証書を購入可能となる「再エネ価値取引市場」について取り扱う。

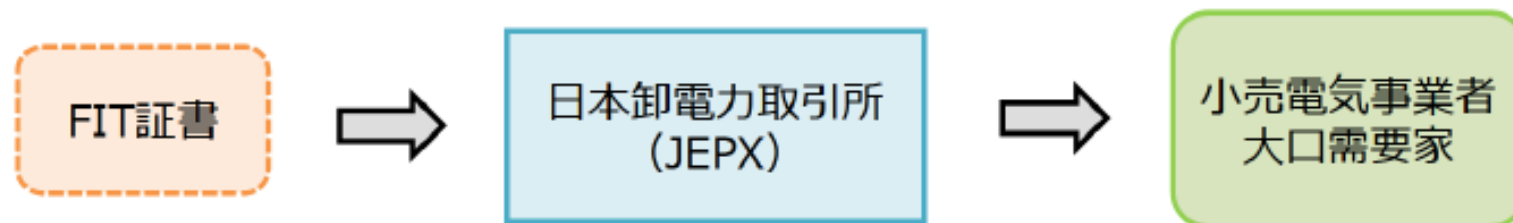
- これまで非化石価値取引は小売電気事業者のエネルギー供給構造高度化法の目標達成の手段として位置づけられてきたが、**需要家からは電力会社を通さず非化石証書を直接購入できるようにしてほしい、非化石証書を直接購入できれば、より効率的に再エネ価値を調達でき、コストの低減につながる**との声が寄せられたところ。
- 資源エネルギー庁 制度検討作業部会において検討が進められ、今後カーボンニュートラルの実現に向けて需要家による非化石証書調達手段の多様化が求められることを踏まえ、**需要家が非化石証書を直接購入できる仕組みを構築**することとなった。
- 現行制度では小売電気事業者のみが日本卸電力取引所の取引に参加できるところ、今後は**小売電気事業者以外の需要家についても取引に参加できるよう、非化石価値取引会員規程を新設するとともに、業務規程・非化石価値取引規程を変更する**必要性が生じた（非化石価値取引会員規程及び非化石価値取引規程は業務規程の別添）。
- 今回は、上記の業務規程の変更についてご審議をお願いしたい。

# (参考) 新たな非化石価値取引市場のイメージ (案)

第48回制度検討作業部会 (2021年3月26日) 資料4より抜粋

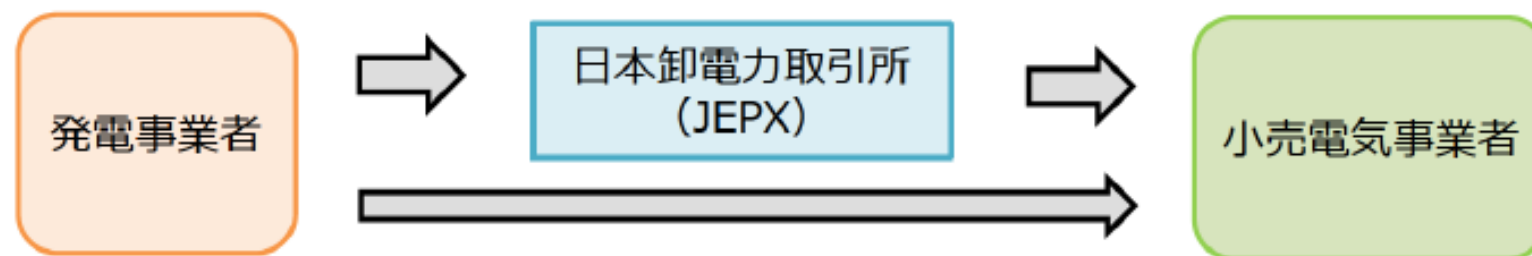
## 新規 (再エネ価値の取引) 【再エネ価値取引市場】

- 小売電気事業者及び大口需要家が購入可能
- 取引対象は「FIT証書」



## 継続 (高度化法義務の達成) 【高度化法義務達成市場】

- 小売電気事業者※のみ購入可能 ※高度化法に基づく目標達成義務あり
- 取引対象は「非FIT (再エネ指定) 証書」及び「非FIT (再エネ指定なし) 証書」



※非FIT (再エネ指定) 証書の再エネ価値に対する需要家アクセスは別途検討

- これまで本作業部会では、非化石価値取引市場に関する制度内容の検討を進めてきており、昨年11月の第44回制度検討作業部会においては、制度導入後の振り返りや現状評価および今後の検討課題の一例を提示させて頂いた。
- 他方、本制度を取り巻く環境も昨年来大きく変化しつつあり、特に欧州における環境配慮対応の加速化や、昨年10月の政府によるカーボンニュートラル宣言などにより、需要家が再エネ等カーボンフリー価値を有する電力調達を求める声が相次いでいる。
- この状況に対応すべく、本年1月15日には、梶山経産大臣より「カーボンフリー電力の価値が適切に評価される、需要家がアクセスできる環境整備」の指示があり、1月19日の第29回電力・ガス基本政策小委員会にて、本制度の見直しの検討課題例を提示した。
- また、本年2月の第4回再エネタスクフォースでは、河野行革担当大臣から、「需要家が再エネを低価格で調達できる環境が実現できなければ、我が国の産業そのものが空洞化しかねない。(略) スピード感を持って国際的な整合性を念頭に置いてやっていただきたい」との御意見があった。
- これらを踏まえ、本日は現行制度の検討課題を、現況を踏まえながら引き続き検討するとともに、周辺環境の変化に伴う今後の本制度の見直しへの具体的な方向性をご議論いただきたい。

# 非化石価値取引会員規程の新設について（需要家の要件）

- 非化石価値取引会員の加入要件は以下の通り。
- 資源エネルギー庁 制度検討作業部会において、**日本卸電力取引所の取引資格の取得要件を満たすことを条件**としつつ、**国内の法人格を有することを追加的な取引参加資格として認める方針**とした。

## （非化石価値取引会員加入申請資格）

第1条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ日本国内の法人でなければならない。

- (1)電気事業法に定める小売電気事業者
- (2)電気事業法に定める発電事業者
- (3)電気事業法に定める一般送配電事業者または特定送配電事業者
- (4)前三号以外の者

## （非化石価値取引会員加入手続）

第2条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号に定める事項を記載した申請書を本取引所に提出しなければならない。

- (1)第2条に定める資格の情報を記載した書面
- (2)本取引所の業務規程、その他本取引所の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守することを誓約した書面
- (3)本取引所を利用する目的と、その収支計画を記載した書面
- (4)暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関して表明および誓約する書面
- (5)定款および申請する日から6月以内に交付された履歴事項全部証明書
- (6)法人設立後1年以上経過するものは、申請する日の直近事業年度の貸借対照表および損益計算書
- (7)本取引所において、非化石価値取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者（以下「非化石価値取引会員代表者」という。）を選任し、届け出る書面
- (8)仲介業（本取引所を通じて購入した非化石価値の販売業を示す。以下同じ）を行う予定のものは、仲介業の実施計画書



## (参考) 需要家の要件

第56回制度検討作業部会（2021年8月27日）  
資料3より抜粋

- 前回及び前々回のご議論では、需要家の要件は可能な限り間口を広くし、徒に厳格にならないようにすべき旨や、具体的な制約は本作業部会よりも、むしろ市場取引の主催者であるJEPXにおける参加資格要件を基本とすべき旨のご意見を頂いた。
- 今回の制度の見直しは、需要家の環境価値へのアクセス環境を改善し、証書の利便性向上を図ることを目的としており、試行的取組においてもその門戸は可能な限り広げ、需要家間の取引機会の公平性は確保されるべきものと考えられる。
- また、前回お示しした需要家へのアンケートにおいても、本市場における直接的な取引の参加を望む声も一定数存在することが窺える。
- こうした点を踏まえ、需要家の要件については、取引所における市場参加者として相応しい信頼性を担保する観点から、**日本卸電力取引所（JEPX）の取引資格の取得要件を満たすことを最低限の条件**としつつ、例えば、**国内の法人格を有すること**を追加的な取引参加資格として定める方向で、JEPXにおいて検討することとしてはどうか。

# 業務規程の主な変更点について

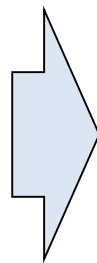
- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

## <業務規程変更前>

(取引資格およびその審査方法)

第5条 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。

2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。



## <業務規程変更後>

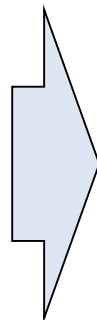
(取引資格およびその審査方法)

第5条 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。

2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程、一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程および**一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引会員規程**に定めることとする。

(取引参加者に対する処分)

第14条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。



(取引参加者に対する処分)

第14条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程、一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程または**一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引会員規程**に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員、特別取引会員または非化石価値取引会員に対し、処分を行うことができる。

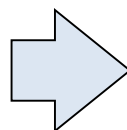
# 非化石価値取引規程の主な変更点について（1 / 2）

- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

## <非化石価値取引規程変更前>

### （取引資格）

第5条 本市場における取引は、本取引所取引会員規程に規定する取引会員または本取引所特別取引会員規程に規定する特別取引会員でなければ行うことができない。



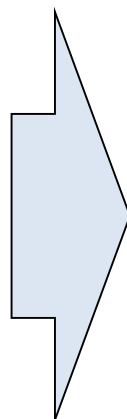
## <非化石価値取引規程変更後>

### （取引資格）

第5条 本市場における取引は、**本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員**でなければ行うことができない。  
2. 一般社団法人 日本卸電力取引所取引会員規程は、非化石価値取引会員には適用しない。

### （禁止行為）

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。  
(1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引  
(2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布  
前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引



### （禁止行為等）

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。  
(1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引  
(2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布  
(3) **非化石証書およびその関係書式等（トラッキング付き非化石証書を含む）の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において禁止されている行為**  
(4) **本取引所を通じて購入した第10条第1項第1号に指定するF I T非化石証書以外の証書を他社に販売する行為**  
(5) **本取引所を通じて購入した同号に指定するF I T非化石証書を法人以外に販売する行為**  
(6) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引  
2. **取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石価値を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。**



# 非化石価値取引規程の主な変更点について（2 / 2）

## ＜非化石価値取引規程変更前＞

### （口座の管理）

第23条 本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。

2. 前項は非化石証書の商品毎に管理するものとする。

3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。

4. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。

### （違約処理）

第24条 本取引所は、本規程、本取引所取引会員規程、本取引所特別取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反する者を違約者とする。

2. 本取引所は、取引参加者が違約者となった場合は、第25条および第26条の規定に基づき処理する。

## ＜非化石価値取引規程変更後＞

### （口座の管理）

第23条 本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。

2. 前項は非化石証書の商品毎に管理するものとする。

3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。

4. 取引参加者は、取引所以外で非化石証書を販売する場合（小売電気事業者への販売、需要家への販売および電気の供給と併せての販売その他の他者への非化石証書の移転行為）、本取引所が別途定める様式に従ってその記録を管理しなければならない。

5. 本取引所は、取引参加者の希望により、前項の非化石証書の販売を証する書面の交付を行う。希望するものは、本取引所が別途定める様式に必要事項を記載のうえ、別途定める手数料を本取引所に支払う。

6. 第4項の記録は、当該商品の取引の終了後、1月以内に本取引所に提出しなければならない。

7. 本取引所は、必要に応じ第4項の記録の提出を求めることができる。

8. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。

### （違約処理）

第24条 取引参加者が、本規程、本取引所非化石価値取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反した場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させることができる。本市場の取引を停止させる場合、当該取引参加者の約定処理前の入札は取り消される。

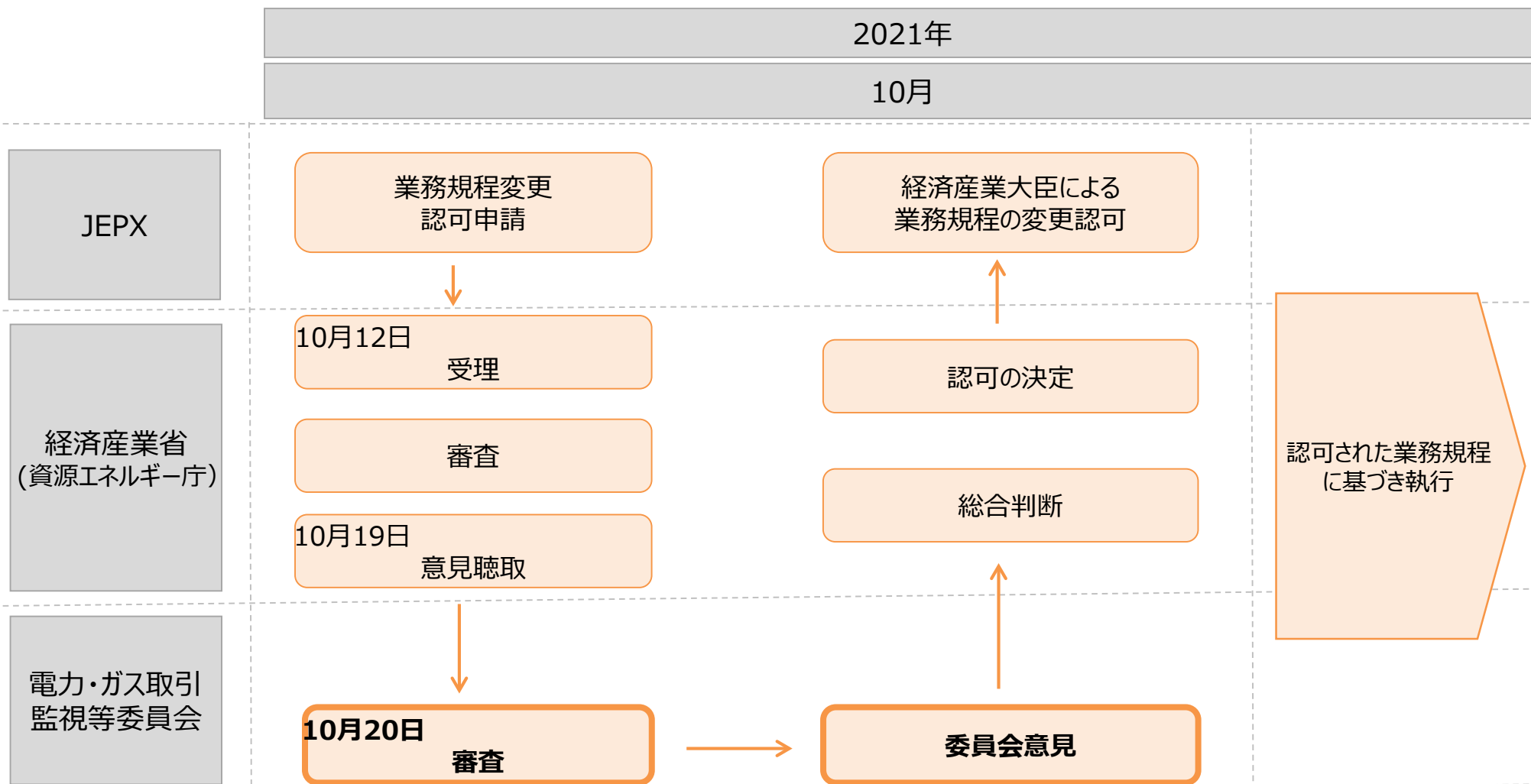
- 仲介事業者は、市場と需要家との間を仲介するに際し、再エネ価値の取引 (FIT証書の移転) を担保する役割と責任を担うこととなる。
- 再エネ価値という概念上の取引においては、再エネ価値のダブルカウントの回避や取引の適切な反映といった観点から、取引の記録を適切に管理していくことが重要である。具体的には、取引所に開設した口座や自ら管理する取引記録を通じ、取引の状況を適切に管理していくことが求められる。
- このため、仲介事業者には、購入・販売したFIT証書について、取引日や取引の相手方、取引数量や価額等について、記録義務を課すこととしてはどうか。
- また、FIT証書が仲介事業者の手元で徒に滞留することなく、需要家において有効に活用されていることを確認するため、例えば、需要家への販売量について、取引所に定期的に報告させることとしてはどうか。
- 加えて、こうした規律の実効性を確保する観点から、これらの規律に違反した場合には、取引所における所要の経手を経て、特に違反が重大なときには取引参加資格を喪失させることとしてはどうか。

## 審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、非化石価値取引市場において需要家が非化石証書を直接購入できる仕組みを構築することに伴うもの。
- 上記の改正については、電気事業法施行規則第132条の7において規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所の「取引を適正かつ確実に実施するうえで適当であるもの」及び審査基準に適合すると考えられるため、経済産業大臣からの意見照会について、問題ない旨回答することとしたい。

# (参考) 日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

- 日本卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



## (参考) 電気事業法・JEPX業務規程 関連規定抜粋 (一部抜粋)

### ○電気事業法

#### 第98条

##### (業務)

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

#### 第99条

##### (業務規程の認可)

- 1 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。**
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

### ○一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「本法人」という。）が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所（以下「本取引所」という。）における市場開設業務について定める。

2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
3. **本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。**

##### (別添一覧)

**別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則**

**別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程**

**別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程**



## (参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

### ○電気事業法施行規則

#### 第132条の6

(業務規程の記載事項)

法第99条第3項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項
- 九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

#### 第132条の7

(業務規定の認可の基準)

法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1項第1号及び第2号に掲げる**業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。**

経済産業省

20211019電委第7号

令和3年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和3年10月19日付け20211012資第8号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

20211012資第8号  
令和3年10月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

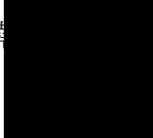
卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

## 業務規程変更認可申請書

令和 3 年 10 月 12 日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目 7 番 14 号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 勇 

電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

## 記

## 1. 変更の内容

業務規程および非化石価値取引規程の改定と、非化石価値取引会員規程の制定

## 2. 変更の理由

- 総合資源エネルギー調査会 電気・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第 47 回（令和 3 年 3 月 1 日開催）から第 57 回（令和 3 年 9 月 24 日開催）の議論を受け、非化石価値取引市場について見直しを行うもの

以上

## 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引会員規程

### (目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の非化石価値取引会員に関する手続きを定めることを目的とする。
2. 本規程の変更は、本取引所の理事会の決議をもって行う。

### (非化石価値取引会員加入申請資格)

- 第2条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ日本国内の法人でなければならない。
- (1) 電気事業法に定める小売電気事業者
  - (2) 電気事業法に定める発電事業者
  - (3) 電気事業法に定める一般送配電事業者または特定送配電事業者
  - (4) 前三号以外の者

### (非化石価値取引会員加入手続)

- 第3条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号に定める事項を記載した申請書を本取引所に提出しなければならない。
- (1) 前条に定める資格の情報を記載した書面
  - (2) 本取引所の業務規程、その他本取引所の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守することを誓約した書面
  - (3) 本取引所を利用する目的と、その収支計画を記載した書面
  - (4) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関して表明および誓約する書面
  - (5) 定款および申請する日から6月以内に交付された履歴事項全部証明書
  - (6) 法人設立後1年以上経過するものは、申請する日の直近事業年度の貸借対照表および損益計算書
  - (7) 本取引所において、非化石価値取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「非化石価値取引会員代表者」という。)を選任し、届け出る書面
  - (8) 仲介業(本取引所を通じて購入した非化石価値の販売業を示す。以下同じ)を行う予定のものは、仲介業の実施計画書

### (審査手続)

- 第4条 本取引所は、前条の加入申込書類を受理した後、速やかにその審査を行う。
2. 本取引所は、本条に定める審査等のために、申請者に追加の資料の提出や、臨席による説明を求めることができる。
  3. 前項の本取引所からの要求に正当な理由なく拒否する場合、本取引所は加入を承認しない。
  4. 本取引所は、次の各号の場合、非化石価値取引会員加入を承認しない。その場合は、不承認の理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。
    - (1) 申請書に虚偽の記載が認められた場合
    - (2) 前条第1項第3号の本取引所を利用する目的が明確ではない等、本取引所を取引以外の目的で利用しようとしていることが認められる場合



- (3) 同項第3号の収支計画で、継続した本取引所の利用が見込めない場合
- (4) 同項第8号の仲介業の実施計画書で、一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程第8条第1項第3号乃至第5号および第2項を遵守する体制およびルールが用意出来ていない場合

**(入会金の納入等)**

- 第5条 非化石価値取引会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1月以内に入会金10万円と消費税相当額および加入年度の年会費を納入しなければならない。
2. 本取引所は、前項の手続を完了した者を非化石価値取引会員と認め、非化石価値取引会員の証として非化石価値取引会員証書を交付し、非化石価値取引会員名簿に記載する。

**(年会費)**

- 第6条 非化石価値取引会員は、本取引所の事業年度毎に本取引所が定める年会費を本取引所の指定する日までに本取引所に納入しなければならない。

**(届出事項)**

- 第7条 非化石価値取引会員は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する場合には、遅滞なく、その旨を書面で本取引所に届出なければならない。

- (1) 第2条に定める資格が変更された場合
  - (2) 仲介業実施予定の有無が変更される場合。仲介業の実施を始める場合は、第3条第1項第8号に定める仲介業の実施計画を提出し、本取引所の確認を得なければならない。
  - (3) 名称を変更したとき
  - (4) 合併もしくは分割、または会社の重要な財産の全部もしくは一部を譲渡したとき
  - (5) 支払不能状態に陥ったとき、または銀行取引の停止処分を受けたとき
  - (6) 租税滞納処分もしくはその処分の例による差押えを受け、または裁判所から差押え、仮処分もしくはその他の保全処分を受けたとき
  - (7) 破産、民事再生もしくは会社更正手続の開始または特別清算の開始等の申立てがあったとき
  - (8) 電力および非化石価値の売買等に関する重要な訴訟の当事者となったとき
  - (9) 犯罪嫌疑で起訴されたとき
  - (10) 本取引所の取引会員として、または他の取引所から除名処分を受けたとき
2. 前項に定める場合のほか、本取引所は、合理的な理由に基づき必要と認める事項について、取引会員に届出または報告を求めることができる。

**(取引所の調査への協力)**

- 第8条 本取引所は、調査のために必要と認めるときは、非化石価値取引会員に対し業務に係る資料の提出および説明を求めることができる。
2. 非化石価値取引会員は、前項の規定に基づく資料の提出および説明を、正当な理由なく拒否してはならない。
  3. 本取引所は、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関等の政府機関からの情報提供依頼を受け、電力取引の監視等のために必要と認めるときは、本取引所が保有する情報を当該機関に提供する。

**(任意脱退)**

- 第9条 非化石価値取引会員は、脱退を希望する場合には、脱退予定日の30日前までに本取引所に対し、その旨を通知しなければならない。
2. 脱退を通知した非化石価値取引会員は、本取引所に通知した以降の日は取引を行うことができない。
  3. 脱退を通知した非化石価値取引会員は、脱退予定日まで本取引所における取引の決済を結了しなければならない。
  4. 本取引所は、第1項の通知があったときは、すみやかに当該非化石価値取引会員の名称および脱退希望日を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

**(当然脱退)**

- 第10条 非化石価値取引会員は、前条第1項に定める脱退の通知を行った場合の他、次に掲げる事由が発生した場合に脱退することとする。
- (1) 裁判所による破産手続または特別清算開始決定を受けた場合
  - (2) 本取引所の非化石価値取引(非化石価値管理口座の利用を含む)を利用する予定がない状態が3年以上にわたり続く場合
  - (3) 本取引所に対する債務の不履行等の本取引所の定める規程に反している状態が続き、本取引所に対して1週間にわたり連絡がない状態が続いた場合
  - (4) 非化石価値取引会員が除名された場合
2. 非化石価値取引会員であった者は、脱退後においても、脱退前に発生した債務を免れられない。

**(脱退取引会員の債務弁済)**

- 第11条 本取引所は、脱退した非化石価値取引会員の金銭債権をもって、本取引所に対する一切の債務、または本取引所が決済に関わる一切の債務の弁済に充てることができる。
2. 前項の債務中、その金額未定のものがあるときは、その確定に至るまで、本取引所は、適当と認める金額を留保することができる。

**(取引会員たる地位の承継)**

- 第12条 非化石価値取引会員につき合併があったときは、合併後存続する法人または合併により設立された法人が、非化石価値取引会員たる地位を承継する。
2. 非化石価値取引会員につき分割があったときは、分割により事業を承継する法人が非化石価値取引会員たる地位を承継する。
  3. 前二項の規定により非化石価値取引会員たる地位を承継したものは、遅延なく、その旨を本取引所に届出なければならない。
  4. 非化石価値取引会員たる地位は、譲渡できない。

**(取引会員名簿)**

- 第13条 本取引所は、非化石価値取引会員の名称および住所を記載した非化石価値取引会員名簿を作成し、名称および仲介業実施の有無を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

**(取引会員の処分)**

- 第14条 本取引所は、非化石価値取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その非化石価値取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 本取引所の市場における他の非化石価値取引会員との契約を履行しないときは、6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
  - (2) 年会費その他本取引所に納入しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入しないときは、6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
  - (3) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の非化石価値取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
  - (4) 本取引所が非化石価値取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
  - (5) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
  - (6) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所の非化石価値取引会員の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
  - (7) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、非化石価値取引規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したとき、またはこれらの規定に基づく処分違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
2. 前項第6号に定める取引の信義則に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。
    - (1) 不公正な取引を行うこと
    - (2) 信用の保持を欠くこと
    - (3) 不注意または怠慢な取引を行う、委託する、または受託すること
  3. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。
  4. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかつたときは、除名することができる。
  5. 非化石価値取引会員は、その使用人の行為により取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。
  6. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。

#### (弁明の機会)

- 第15条 本取引所は、第14条の規定に基づき非化石価値取引会員に対し処分を行う場合には、当該非化石価値取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、弁明の機会を付与しなければならない。
2. 非化石価値取引会員の除名を行う場合には当該処分を決定し、当該非化石価値取引会員に通知する10日前までに、当該非化石価値取引会員に対し、本取引所が除名すべき理由を記載した書面を送付するものとする。

3. 非化石価値取引会員に処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該非化石価値取引会員が、正当な理由なく、第2項の書面の送付後 10 日以内に弁明を行わないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。

**(処分の通知および掲示)**

第16条 本取引所は、非化石価値取引会員に対する処分を決定したときは、遅滞なく、書面でその理由を示さなければならない。また、当該非化石価値取引会員の名称および処分の種類を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

**(処分に対する解除申請)**

第17条 第14条第1項の処分を受けた非化石価値取引会員が、同条第3項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添え、処分の解除申請をすることができる。

2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、当該処分を将来に向かって解除し、または軽減することができる。
3. 第14条第6項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。

**(免責)**

第18条 本取引所の設備、施設等を利用したことで生じたいかなる損害についても、法令または本取引所が別に定める場合を除き、本取引所はその責任を負わない。

2. 前項に定める場合のほか、本取引所は自己の責めによることなく非化石価値取引会員または第三者に発生した損害について、その責任を負わない。

**(その他)**

第19条 本規程に定めのない事項は、業務規程の定めるところによる。

**附則**

第1条 本規程制定時において、本取引所の取引会員規程に定める取引会員である者で、かつ希望する者は、本則第3条第1項第1号の書式を本取引所に提出することにより、非化石価値取引会員となることができる。その場合の入会金、当該年度年会費は不要とする。

制定施行 令和3年 10 月●日

業務規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第2条	<p>(市場開設業務を行う時間等)</p> <p>3. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。この場合、取引会員、特別取引会員および非化石価値取引会員の取引機会の喪失を最小限にするよう努めなければならない。</p>	<p>(市場開設業務を行う時間等)</p> <p>3. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。この場合、取引会員および特別取引会員の取引機会の喪失を最小限にするよう努めなければならない。</p>	(変更)
第5条	<p>(取引資格およびその審査方法)</p> <p>本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。</p> <p>2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程、一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引会員規程に定めることとする。</p> <p>3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。</p> <p>4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。</p>	<p>(取引資格およびその審査方法)</p> <p>本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。</p> <p>2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。</p> <p>3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。</p> <p>4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。</p>	(変更)
第7条	<p>(売買取引の決済)</p> <p>4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員、特別取引会員および非化石価値取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、翌日取引、時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする(先</p>	<p>(売買取引の決済)</p> <p>4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、翌日取引、時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする(先渡取引、間接送電権取</p>	(変更)



	渡取引、間接送電権取引およびベースロード取引については、受渡日を取引対象とする翌日取引の決済日とする)。	引およびベースロード取引については、受渡日を取引対象とする翌日取引の決済日とする)。	
第8条	<p>(売買取引の手数料)</p> <p>2. 翌日取引、時間前取引、先渡取引、非化石価値取引、間接送電権取引およびベースロード取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員、特別取引会員および非化石価値取引会員に通知する。</p>	<p>(売買取引の手数料)</p> <p>2. 翌日取引、時間前取引、先渡取引、非化石価値取引、間接送電権取引およびベースロード取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員および特別取引会員に通知する。</p>	(変更)
第11条	<p>(取引の制限)</p> <p>3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員、特別取引会員および非化石価値取引会員に対し、取引を制限する。</p>	<p>(取引の制限)</p> <p>3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員または特別取引会員に対し、取引を制限する。</p>	(変更)
第13条	<p>(市場の監視に関する事項)</p> <p>4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員および非化石価値取引会員に対して定期的取引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。</p>	<p>(市場の監視に関する事項)</p> <p>4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員に対して定期的取引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。</p>	(変更)
第14条	<p>(取引参加者に対する処分)</p> <p>本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程、一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程または一般社団法人日</p>	<p>(取引参加者に対する処分)</p> <p>本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところによ</p>	(変更)

	<p>本卸電力取引所非化石価値取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員、特別取引会員または非化石価値取引会員に対し、処分を行うことができる。</p> <p>2. 前項の処分の対象となる事由が、市場の監視に関する事項に該当する場合は、本法人の市場取引監視委員会の決議に基づいて処分を行うものとする。</p> <p>3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。</p> <p>4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は1件の処分につき1億円とする。</p>	<p>り、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。</p> <p>2. 前項の処分の対象となる事由が、市場の監視に関する事項に該当する場合は、本法人の市場取引監視委員会の決議に基づいて処分を行うものとする。</p> <p>3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。</p> <p>4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は1件の処分につき1億円とする。</p>	
<p>別添一覧</p>	<p>別添一覧</p> <p>別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則</p> <p>別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程</p> <p>別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>別添4 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引会員規程</p> <p>制定 平成28年2月18日</p>	<p>別添一覧</p> <p>別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則</p> <p>別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程</p> <p>別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>制定 平成28年2月18日</p> <p>改定 平成28年3月17日</p> <p>平成28年3月22日</p>	<p>(変更)</p>

	<p>改定</p> <p>平成28年3月17日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>平成29年3月28日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p>平成31年4月10日</p> <p>令和元年5月24日</p> <p>令和2年3月26日</p> <p>令和2年7月1日</p> <p>令和2年11月20日</p> <p>令和3年4月16日</p> <p>令和3年6月30日</p> <p>令和3年10月●日</p>	<p>平成29年3月28日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p>平成31年4月10日</p> <p>令和元年5月24日</p> <p>令和2年3月26日</p> <p>令和2年7月1日</p> <p>令和2年11月20日</p> <p>令和3年4月16日</p> <p>令和3年6月30日</p>	
--	--	---	--

非化石価値取引規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第5条	<p>(取引資格)</p> <p>本市場における取引は、本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員でなければ行うことができない。</p>	<p>(取引資格)</p> <p>本市場における取引は、本取引所取引会員規程に規定する取引会員または本取引所特別取引会員規程に規定する特別取引会員でなければ行うことができない。</p>	(変更)
第6条	<p>(金員の移動)</p> <p>本取引所は、本取引所と取引参加者の間に生じる本規程に基づく債権・債務に係る金員の移動については、本取引所の取引会員となっている者は、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動にあわせて行う。本取引所の取引会員となっていない者は、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動に準じて行う。但し、過怠金の上限額は1件の処分につき1億円とする。</p>	<p>(金員の移動)</p> <p>本取引所は、本取引所と取引参加者の間に生じる本規程に基づく債権・債務に係る金員の移動については、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動にあわせて行う。</p>	(変更)
第8条	<p>(禁止行為等)</p> <p>取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引</p> <p>(2)相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布</p> <p>(3)非化石証書およびその関係書式等(トラッキング付き非化石証書を含む)の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引</p> <p>(2)相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布</p> <p>(3)前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引</p>	(変更)

	<p>禁止されている行為</p> <p>(4)本取引所を通じて購入した第10条第1項第1号に指定するFIT非化石証書以外の証書を他社に販売する行為</p> <p>(5)本取引所を通じて購入した第10条第1項第1号に指定するFIT非化石証書を法人以外に販売する行為</p> <p>(6)前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引</p> <p>2. 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石価値を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。</p>		
<p>第14条</p>	<p>(入札方法等)</p> <p>取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。</p> <p>2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を上限とする。</p> <p>3. 第1項の入札において、非化石価値取引会員の加入申請資格が、非化石価値取引会員規程第2条第1項4号に該当する者は、第10条第1項第1号の商品(FIT非化石証書)以外は不可とする。</p> <p>4. 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量</p>	<p>(入札方法等)</p> <p>取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。但し、同一価格での複数入札は出来ない。</p> <p>2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を上限とする。</p> <p>3. 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により</p>	<p>(変更)</p>



	<p>(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。</p> <p>5. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。</p> <p>6. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。</p>	<p>決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。</p> <p>4. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。</p> <p>5. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。</p>	
<p>第15条</p>	<p>(約定)</p> <p>約定処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第10条第1号の商品についてはマルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式)とする。</p> <p>(2) 同項第2号および第3号の商品はシングルプライスオークション方式(売買入札量をそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。))と「買入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。))を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とする方式。)とする。また、約定処理の結果、約定価格が一意に決定</p>	<p>(約定)</p> <p>約定処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第10条第1号の商品についてはマルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式)とする。</p> <p>(2) 第10条第2号および第3号の商品はシングルプライスオークション方式(売買入札量をそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。))と「買入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。))を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とする方式。)とする。また、約定処理の結果、約定価格が一意に決</p>	<p>(変更)</p>

	<p>できない場合(供給曲線と需要曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とし、この場合における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。なお、同一価格の入札量の一部のみ約定となる場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとする。</p>	<p>定できない場合(供給曲線と需要曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とし、この場合における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。なお、同一価格の入札量の一部のみ約定となる場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとし、生じた端数はランダムに当該価格で入札したものの中から割り当てる。</p>	
<p>第23条</p>	<p>(口座の管理)</p> <p>本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。</p> <p>2. 前項は非化石証書の商品毎に管理するものとする。</p> <p>3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。</p> <p>4. 取引参加者は、取引所所外で非化石証書を販売する場合(小売電気事業者への販売、需要家への販売および電気の供給と併せての販売等、他者への非化石証書の移転行為)、本取引所が定める様式に従ってその記録を管理しなければならない。</p> <p>5. 本取引所は、取引参加者の希望により、前項の非化石証書の販売を証する書面の交付を行う。希望するものは、本取引所が定める様式に必要な事項を記載のうえ、別途定める手数料を本取引所に支払う。</p> <p>6. 第4項の記録は、当該商品の取引の終了後、1月以内に本取引所</p>	<p>(口座の管理)</p> <p>本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。</p> <p>2. 前項は非化石証書の商品毎に管理するものとする。</p> <p>3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。</p> <p>4. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。</p>	<p>(変更)</p>

	<p>に提出しなければならない。</p> <p>7. 本取引所は、必要に応じ第4項の記録の提出を求めることができる。</p> <p>8. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。</p>		
第24条	<p>(違約処理)</p> <p>取引参加者が、本規程、本取引所非化石価値取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反した場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させることができる。本市場の取引を停止させる場合、当該取引参加者の約定処理前の入札は取り消される。</p>	<p>(違約処理)</p> <p>本取引所は、本規程、本取引所取引会員規程、本取引所特別取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反する者を違約者とする。</p> <p>2. 本取引所は、取引参加者が違約者となった場合は、第25条および第26条の規定に基づき処理する。</p>	(変更)
第25条	—	<p>(取引の停止)</p> <p>本取引所は、取引参加者が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。</p>	(削除)
第26条	—	<p>(違約者の入札の扱い)</p>	(削除)

		<p>取引参加者が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引参加者の入札情報は取り消される。ただし、取引参加者が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。</p>	
	<p>制定 平成 30 年4月 19 日                  改定 令和2年3月 26 日                  令和3年4月 16 日                  令和3年 10 月 ●日</p>	<p>制定 平成 30 年4月 19 日                  改定 令和2年3月 26 日                  令和3年4月 16 日</p>	<p>(変更)</p>